

一般社団法人北海道介護支援専門員協会 理事選出に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第24条第1項に基づき、理事の選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(理事の区分及び定数)

第2条 理事を次のとおり区分する。

(1) 理事

- ①全道選出理事 4人以内
- ②ブロック選出理事（ブロック長） 15人以内
- ③日本協会代議員理事（一般社団法人日本介護支援専門員協会代議員選出規約に基づき選出された者で、当会理事に就任することに同意した者）
日本協会から指定された配分数以内

(2) 外部理事（定款第5条に定める本会の会員でない理事をいう。）

5人以内

(選出方法)

第3条 前条に定める理事の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 全道選出理事は全道選出理事選挙により選出し、総会で選任する。
- (2) ブロック選出理事（ブロック長）はブロックごとにブロックに所属する会員の合議により選出し、総会で選任する。
- (3) 日本協会代議員理事は、日本協会から代議員として選出された旨の確定通知を受けた会員について、理事会において選出し、総会で選任する。
- (4) 外部理事は、総会の議決を経て、会員以外の学識経験者の中から会長が委嘱する。

(当選基準)

第4条 前条第1号に定める全道選出理事選挙の当選基準は、有効投票数の得票数上位4人を当選者とする。ただし、4位の者が同票数の場合は、抽選により当選者を決定し、抽選方法はくじ引きとする。

(補欠)

第5条 前条の規定により決定される当選者を除き、有効投票数の得票数上位1人を全道選出理事の補欠とする。

2 同票数の場合は、抽選により当選者を決定する。

(委任)

第6条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第7条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和3年12月11日から施行する。